

名古屋高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税の更正に対する棄却処分取消・還付手続
実施請求控訴事件

国側当事者・国(半田税務署長)

令和4年7月28日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・名古屋地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和4年2月24日判決、本資料2
72号・順号13673)

判 決

控訴人 甲
(以下「控訴人甲」という。)

控訴人 乙
(以下「控訴人乙」という。)

被控訴人 国
同代表者法務大臣 古川 禎久
処分行政庁 半田税務署長
森下 智

同指定代理人 岡部 直樹
同 森本 進也
同 澤本 裕貴
同 住田 和彦
同 鷹箸 直矢

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 (1) 半田税務署長が平成30年10月31日付けで控訴人甲に対してした平成17年分の所得税の更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
(2) 半田税務署長が平成30年10月31日付けで控訴人甲に対してした平成18年分の所得税の更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
(3) 半田税務署長が平成30年10月31日付けで控訴人甲に対してした平成19年分の所得税の更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
(4) 半田税務署長が平成30年10月31日付けで控訴人甲に対してした平成20年分の所得税の更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
(5) 半田税務署長が平成30年10月31日付けで控訴人甲に対してした平成21年分の所

得税の更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(6) 半田税務署長が平成30年10月31日付けで控訴人甲に対してした平成22年分の所得税の更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(7) 半田税務署長が平成30年10月31日付けで控訴人甲に対してした平成23年分の所得税の更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(8) 半田税務署長が平成30年10月31日付けで控訴人甲に対してした平成24年分の所得税の更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

3 (1) 半田税務署長が平成30年10月31日付けで控訴人乙に対してした平成17年分の所得税の更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(2) 半田税務署長が平成30年10月31日付けで控訴人乙に対してした平成18年分の所得税の更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(3) 半田税務署長が平成30年10月31日付けで控訴人乙に対してした平成19年分の所得税の更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(4) 半田税務署長が平成30年10月31日付けで控訴人乙に対してした平成20年分の所得税の更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(5) 半田税務署長が平成30年10月31日付けで控訴人乙に対してした平成21年分の所得税の更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(6) 半田税務署長が平成30年10月31日付けで控訴人乙に対してした平成22年分の所得税の更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(7) 半田税務署長が平成30年10月31日付けで控訴人乙に対してした平成23年分の所得税の更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(8) 半田税務署長が平成30年10月31日付けで控訴人乙に対してした平成24年分の所得税の更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

4 被控訴人は、控訴人甲に対し、291万1802円及びこれに対する平成30年9月2日からその還付のための支払決定の日まで年7.3%の割合による金員を支払え。

5 被控訴人は、控訴人乙に対し、142万3750円及びこれに対する平成30年9月2日からその還付のための支払決定の日まで年7.3%の割合による金員を支払え。

6 被控訴人は、控訴人らに対し、48万円を支払え。

第2 事案の概要（以下、略語は、特に断りのない限り、原判決の例による。）

1 本件は、控訴人らが、平成17年分から平成24年分まで（本件各年分）の所得税の確定申告、修正申告及び更正処分（本件各確定申告等）において、米国法人である「A」（本件法人）との間で取引をした金融商品から生ずる利益（本件利益）を雑所得に計上していたが、本件法人による投資詐欺に係る民事裁判が終結し、本件利益の全部又は一部を回収することができなくなったとして、本件各年分の所得税について更正の請求（本件各更正請求）をしたところ、半田税務署長から、本件各更正請求について更正をすべき理由がない旨の本件各処分を受けたため、被控訴人に対し、①本件各処分の取消し、並びに②回収することができなくなった金員に係る過納金及び還付加算金（過納金等）の支払を求めるとともに、③国賠法1条1項に基づき、本件各更正請求が認められないことによって生じた諸経費等として48万円の損害賠償金の支払を求める事案である。

原審が控訴人らの請求をいずれも棄却したところ、控訴人らが控訴した。

- 2 前提事実（関係法令の定め等を含む。）、争点及びこれについての当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」の第2の1から3までに記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次の2のとおり原判決を補正する（控訴理由に対する判断を含む。）ほかは、原判決の「事実及び理由」の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 原判決7頁20行目の「本件法人は」の次に「、米国法人であるが、東京都千代田区に日本支店を有し、第二種金融商品取引業者として金融商品取引法上の登録を受けていたところ」を加える。

(2) 原判決7頁26行目の「乙45・2頁、46・2頁」を「乙45・2、3頁、46・2、3頁」に改める。

(3) 原判決12頁4行目の「認められない。」の次に「控訴人らは、SEC訴訟の判決が本件法人による詐欺商法を認めていることは、本件法人が投資活動を行っていなかったから本件利益が発生しないことや、本件法人の資金が既に消失していることを意味するのであり、丁らとの和解が成立した時点で被害者に対する分配金が出資金の数パーセントの見込みということは本件利益が回収できないことを裏付けている旨主張するが、本件法人に対する金融商品取引法上の処分理由によっても、本件法人による出資金の流用は平成23年以降とされ、それ以降においても出資金の全額が流用されたのか否かについては明らかではないから、本件法人が投資活動を行っていなかったとまで認めることはできないし、SEC訴訟の判決や本件弁護団と丁らとの和解内容等からすれば本件利益の全部若しくは一部の回収が社会通念上困難となったとは認められるものの、本件各処分時点では被害者に対する分配金の総額が確定していなかったことを踏まえると、本件利益の回収の見込みがないことが客観的に確実に became となつたとまで認めることもできない。」を加える。

(4) 原判決13頁16行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「これに対し、控訴人らは、本件各更正請求についての調査において、本件金融商品に係る契約の無効確認や取消しを求める訴訟を提起していないと述べていたから、処分行政庁は、本件各更正請求の理由がこれらの訴訟の判決を得ていることではない、すなわち、国税通則法23条2項ではないことを認識していた旨主張する。しかしながら、本件各更正請求における更正請求書に更正の請求をする理由として「A詐欺事件の民事裁判が終結した為」と記載されていたことや添付された弁護団通信（号外）の内容等を踏まえると、控訴人らが調査時に、本件金融商品に係る契約の無効確認や取消しを求める訴訟を提起していないと述べていたからといって、処分行政庁が本件各更正請求の理由が国税通則法23条2項ではないことを認識することができたとは認められないから、控訴人らの上記主張は採用できない。」

- 3 以上によれば、控訴人らの請求はいずれも理由がない。

控訴人らは、その他にも原判決の認定判断や手続についてる主張するが、原判決の認定判断は、前記2において補正した各点を除き、その挙示する証拠等に照らし、正当として是認することができるものであるし、その手続にも違法な点は認められないから、控訴人らの上記主張はいずれも採用することができない。

- 4 よって、原判決は相当であつて、本件各控訴はいずれも理由がないから、これらを棄却する

こととして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判長裁判官 土田 昭彦

裁判官 山本 万起子

裁判官 西野 光子